

患者様へのご案内

【明細書発行体制等加算について】

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で発行しています。発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝え下さい。

【一般名処方加算について】

政府からの医療費抑制と医薬品の不安定供給の現状を鑑み、後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。

【医療情報取得加算について】

オンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報、特定健診情報等必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【医療DX推進体制整備加算について】

オンライン請求を行っております。電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して医療の提供に努めています。

【生活習慣病管理料(I)(II)について】

2024年6月1日から高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的の指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名を頂く必要がありますのでご協力お願いします。なお病状により、28日以上長期の投薬またはリフィル処方箋の交付が可能となります。

【時間外対応加算について】

当院では、診療時間外は留守番電話で対応、翌診療日の対応とさせて頂いているため、再診患者様に対して時間外対応加算を算定しております。また、時間外対応加算の時間外とは、時間外の体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象となります。

【夜間・早朝加算について】

厚生労働省の診療規定に伴い、一部時間帯の診療における加算が設定されております。受診する以下の場合に診察料(初診料または再診料)に加算されます。・平日の18時以降・土曜日の12時以降
予約診療を受けられる方につきましても、上記時間の該当時間の診察は、同様に加算されます。

【機能強化加算について】

当院はかかりつけ医機能を有する診療所として、以下の対応のもと機能強化加算を算定しております。健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保険・福祉サービスの利用等に関する相談、夜間・休日の問合せへの対応、必要に応じて専門医・専門医療機関への紹介、他院からの処方を把握した上での服薬管理を行います。

【外来感染対策向上加算について】

感染管理者が中心となり標準的感染予防策に従い職員全員で院内感染対策を推進します。院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会に参加します。感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用します。感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

社会医療法人 健生会 河合診療所
所長 土井 真知子
和6年6月1日